

[事案 2019-215] 新契約無効請求

・令和2年9月15日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-216] [事案 2019-217] [事案 2019-218] の申立人の兄妹である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年3月に契約した終身保険について、短時間で保険の内容の説明もなく契約させられたため、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本契約の内容を説明しており、また、注意喚起情報等を用いた説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。